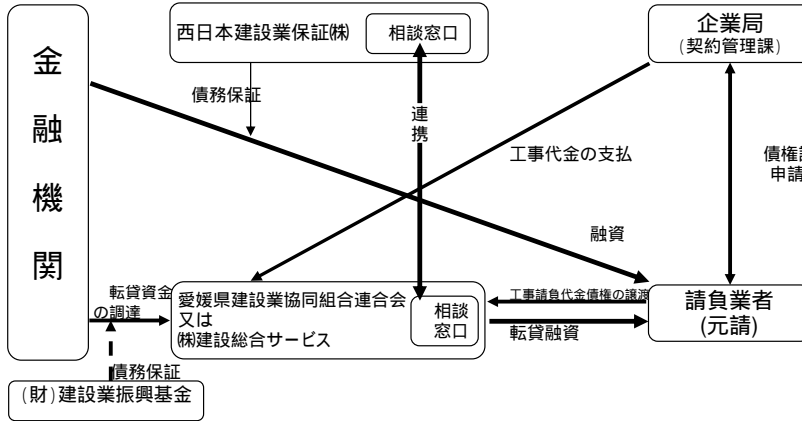


# 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (地域建設業経営強化融資制度)について

## 1. 制度の概要

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



## 2. 手続の流れ (番号は上図参照)

この事業を利用しようとする請負業者は、愛媛県建設業協同組合連合会(以下「県連合会」という)、㈱建設総合サービス又は西日本建設業保証㈱のいずれかに相談する。

請負業者と県連合会又は㈱建設総合サービスの連名で、企業局に債権譲渡承諾の申請を行い、企業局は債権譲渡の承諾(又は不承諾)の通知を行う。

請負業者は、県連合会又は㈱建設総合サービスとの間で、企業局の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結する。

県連合会又は㈱建設総合サービスは譲渡債権を担保として、財団法人建設業振興基金の債務保証を受け金融機関からの借入れ、出来高の範囲内で請負業者に転貸融資を行う。

**出来高を超えた部分(未完成工事部分)については、西日本建設業保証㈱の債務保証を受け、金融機関が直接融資する。**

松山市は、工事完成後、債権譲受人である県連合会又は㈱建設総合サービスに対して工事代金を支払う。

県連合会又は㈱建設総合サービスは貸付金と精算の上、残金について西日本建設業保証㈱に支払う。(の融資を受けている場合)

西日本建設業保証㈱は保証金額を金融機関へ返済し、残金が有れば請負業者へ返還する。

## 地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ

